

盛岡商工会議所 入会申込書

平成 年 月 日

盛岡商工会議所の活動に賛同し、下記の通り入会を申し込みします。

■ 申込口数	口	×	4,000円	=	年会費額	円
--------	---	---	--------	---	------	---

(※最低申込口数として、法人は3口以上、個人事業の方には2口以上での加入をお願いしております。詳しくは、裏面をご覧ください)

フリガナ				
事業所名				
フリガナ			印	
代表者名				
生年月日	大正・昭和・平成	年	月	日 (歳)

所在地	〒		
TEL		FAX	
E-mail			
URL			

※上記以外へ文書送付を希望する場合：

創業・開設年月	大正・昭和・平成	年	月	資本金	万円
業種 (主事業1つ〇)	卸売・小売・製造・建設・通信・運輸・金融・飲食 不動産・サービス・老人福祉・その他()				
取扱品目					
従業員数	(正規)	人	※出先支店の場合は、当該出先支店内での人数		
	(パート)	人			
	(家族)	人			

※ご記入いただきました内容は、商工会議所が行う事業の実施や情報提供、各種連絡に利用するほか、行政機関からの照会、商取引に関する問い合わせなどの際に企業情報を公開する場合があります。対外への情報公開を希望されない場合はその旨をお知らせ下さい

事務局記入欄

平成 年 月 日

担当者		会員証		TOAS	
所属部会		特商		支払方法	納付書・口座振替
入会経緯・事情					

商工会議所の会費について

- 会費は1口4,000円です。
- ご加入できる口数に上限はありませんが、最低口数として、法人は3口以上、個人事業の方には2口以上での加入をお願いしております。下記の「(A) 従業員数に応じた口数」+「(B) 資本金に応じた口数」を目安にご検討ください。
- 会費は年会費となります。分割でのお支払いはできません。
- 会費口数に応じて、商工会議所の議員選挙(3年に1度)の際に投票券が与えられます。(上限50票、地域外の一部会員には付与されません)

(A) 従業員数に応じた口数			
商 業		工 業	
1～9人	2口以上	1～19人	2口以上
10人以上	3口以上	20人以上	3口以上
20人以上	5口以上	50人以上	5口以上
30人以上	10口以上	100人以上	10口以上
以後、10人増すごとに 1口加算		以後、50人増すごとに 5口加算	

(B) 資本金に応じた口数	
商工業共通	
300万円未満	2口以上
300万円以上	3口以上
1,000万円以上	5口以上
2,000万円以上	15口以上
5,000万円以上	10口以上
1億円以上	20口以上
以後、1億円を増すごとに 10口加算	

- ※(A)は家族従業員を含みます。
- ※(B)は法人のみを対象とします。

- (例1) 従業員20人、資本金1,000万円、工業の法人 (A) 3口+(B) 5口 = 8口以上
 (例2) 家族従業員1名、商業の個人事業主 (A) 2口+(B) 不要 = 2口以上

- 会費のお支払い方法は、加入初年度については、申込み時に現金または納付書払いになります。次年度からは以下の方法となります

- 納付書払い(5月:納付書を送付いたします。銀行の窓口にてお支払下さい)
- 口座振替(5月:指定口座からの引き落としとなります)

- ※引き落とし金融機関:岩手銀行、北日本銀行、東北銀行、盛岡信用金庫
- ※口座振替を希望しない場合、自動的に納付書払いとなります。

ご不明な点がございましたら、お気軽に下記までお問合せください。

お問 合 せ 先	盛岡商工会議所 本 所	TEL.019-624-5880
	都南支所	TEL.019-638-3399
	玉山支所	TEL.019-682-0127